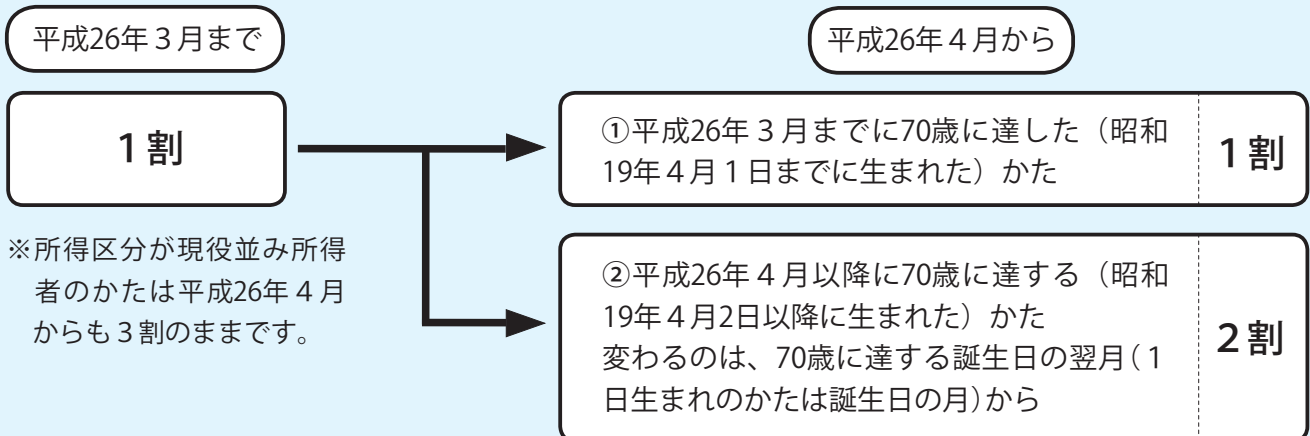


— 国民健康保険高齢受給者証について —

平成26年4月から
変わります！

70歳から74歳までのかたの医療費の負担割合が2割に変わります

平成26年4月より、70歳から74歳までのかたの、医療機関や薬局での窓口負担割合が2割負担になります。ただし、すでに70歳になっているかたの窓口負担割合については、特例措置により、引き続き1割に据え置かれます。



①のかた…高齢受給者証は3月下旬に郵送します。

4月から、受診する際は、この高齢受給者証を医療機関に提示してください。

なお、高齢受給者証の一部負担割合欄の記載が変わります。

『2割（平成26年3月31日までは1割）』→『2割（特例措置により1割）』

※現役並み所得者のかたは、4月以降も引き続き今までのものをお使いください。

②のかた…高齢受給者証は70歳になる誕生日の月（1日生まれのかたは誕生日の前月）の下旬に郵送します。

●有効期限は、平成26年7月31日までです。所得状況によって負担割合が変わるため、7月に負担割合を新たに判定し、7月中旬に再度お送りします。

●高額療養費制度の自己負担限度額は平成26年4月から変更される予定でしたが、据え置きになります。

■問い合わせ 町民課国保医療係 ☎85-6130

児童扶養手当・特別児童扶養手当の月額が変わります

この手当は物価の動向によって決められていますが、本来の手当額より1.7%高い水準になっています。この水準を平成25年度から平成27年度の3年間で解消することになっており、平成26年度の手当額は平成26年3月の手当より0.3%の引き下げとなります。

▼児童扶養手当 月額

全部支給月額	一部支給月額
41,020円	9,680～41,010円

▼特別児童扶養手当 障害等級と月額

1級	2級
49,900円	33,230円

■問い合わせ 健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212